

～知って役立つ～ 町からの お知らせ

肝付町就農者経営 支援事業補助金について

町の園芸（野菜・果樹・花き）振興を図るため、認定農業者等が実施する生産性向上及び安定のための条件整備を支援します。

▼**対象者** 認定農業者、認定新規就農者のいずれかであること。

▼**要件** 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。

▼**対象科目** 野菜、果樹、花き

▼**対象経費**
①ハウス建設及び付帯設備に係る経費

②圃場整地に係る経費

③圃場内の排水等の機能を向上させる経費

④その他、生産する農地に係る経費で生産性向上が図れる経費

⑤各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る

経費

※但し①②については、国県補助事業で対象となるものを除く。

▼**補助額**

事業費の額が10万円以上のものに
対し対象経費の2分の1以内
(1件当たり上限50万円)

▼**申請期限** 5月9日(火)

申請に必要な書類等、詳細についてはお問合せください。

▼**申込・問い合わせ先**

肝付町役場 農業振興課
☎0994(65)8417

肝付町野菜産地形成 推進事業補助金 について

さつまいも基腐病がまん延し収益が減少している中で、畑作地帯の畑地かんがいの整備が進み生産環境が整いつつあることから、新規品目の導入や野菜栽培の面積拡大による収益の改善を図ることを目的とした推進事業を行います。

▼**対象**

農業者、農業者組織、法人

▼**要件**

・町内全域の畑地(畑地での施設栽培も含む。)で生産された野菜、

または、肝付町農林業技術員連絡協議会農政企画委員会において認められた品目の新規作付または作付面積の拡大を行うこと。

・販売先が確保又は検討されていること。

・肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。

▼**対象科目**

キャベツ、ピーマン、ニンジン、にんにく、大根、ブロッコリー、落花生、枝豆、サトイモ、カボチャ、トマト、ネギ、ゴボウ、らっきょう、たまねぎ、きゅうり、ばれいしょ、いんげん等

▼**補助額**

新規作物の作付面積または、前作の作付面積に対する今作の作付面積の拡大分に対して予算の範囲内に応じて交付します。【2万円/1,000㎡】(1品目当たり上限20万円)

※年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とします。ただし、同年度内に作付けから収穫まで完了する見込みのものについては、収穫を以って事業完了とみなすものとします。

▼**申請期限**

令和6年2月29日(木)

申請に必要な書類等、詳細についてはお問合せください。

▼**申込・問い合わせ先**

肝付町役場 農業振興課
☎0994(65)8417



肝付町農業委員会 委員募集

現在の農業委員の任期が令和5年8月31日をもって満了となるため、肝付町農業委員会委員を募集します。

募集人数	16人
任期	令和5年9月1日～令和8年8月31日(3年間)
身分	肝付町の非常勤の特別職職員
報酬月額	肝付町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による
業務内容	(1)農地の権利移動・転用の許可等に関連する審議及決定並びに農地利用最適化推進委員と連携した現場活動 (2)担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等 (3)農家からの相談対応及び農家への助言・指導

■選任方法

推薦書及び応募届出書に記載された内容をもとに、町農業委員候補者評価委員会で公正に審査し、町長が議会の同意を得て選任します。

■申込期間

4月6日(木)～5月8日(月)【必着】

※郵送の場合、当日消印有効。

■推薦・募集方法及び応募書類等

農業委員になるためには、農業者または農業者が組織する団体等から推薦を受けるか、または自ら応募する必要があります。

書類については、町ホームページからダウンロードいただくか、総務課、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所の窓口にお越しください。

■応募資格やその他詳細については、ホームページをご覧ください。総務課までお問い合わせください。

書類の提出・お問い合わせ先 肝付町役場 総務課 ☎0994(65)2511